

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第 30 号

（所 管）学校管理部 学校施設課

件 名	市長からの意見聴取（工事請負契約の締結）について
提 案 理 由	<p>工事請負契約の締結（津久野小学校体育館長寿命化改修ほか工事（その2））を令和5年第5回市議会（定例会）に提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものである。</p> <p>本件については、教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和5年11月16日、教育長において臨時に代理したので報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>本件は、津久野小学校体育館長寿命化改修ほか工事（その2）における工事請負契約であり、工事概要は、鉄筋コンクリート造地上3階建の体育館を長寿命化改修し、体育館棟昇降設備工事、プール水槽改修、屋外附帯を行うものである。</p> <p>入札については、令和5年10月16日に一般競争入札を行った結果、株式会社山口工務店を落札者と決定し、令和5年10月27日に4億1579万7,800円で仮契約を締結したものである。</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。<input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。<input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により異議がないものとして回答済である。）

市長からの意見聴取（工事請負契約の締結）について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により市長から意見を求められた次の議案については、異議がないものとするについて、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 11 月 16 日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和 5 年 11 月 22 日
堺市教育委員会
教育長 栗井 明彦

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 津久野小学校体育館長寿命化改修ほか工事（その2）
- 2 工事概要 体育館棟長寿命化改修 鉄筋コンクリート造地上3階建
延べ面積：1,343 m²（屋根改修、外壁改修、内装改修等）
体育館棟 昇降機設備工事
プール水槽改修
屋外附帯
- 3 契約の相手方 堺市中区土師町3丁32番55号
株式会社山口工務店
代表取締役 山口 光男
- 4 契約金額 415,797,800 円
うち取引に係る消費税額等 37,799,800 円
- 5 仮契約の日 令和5年10月27日

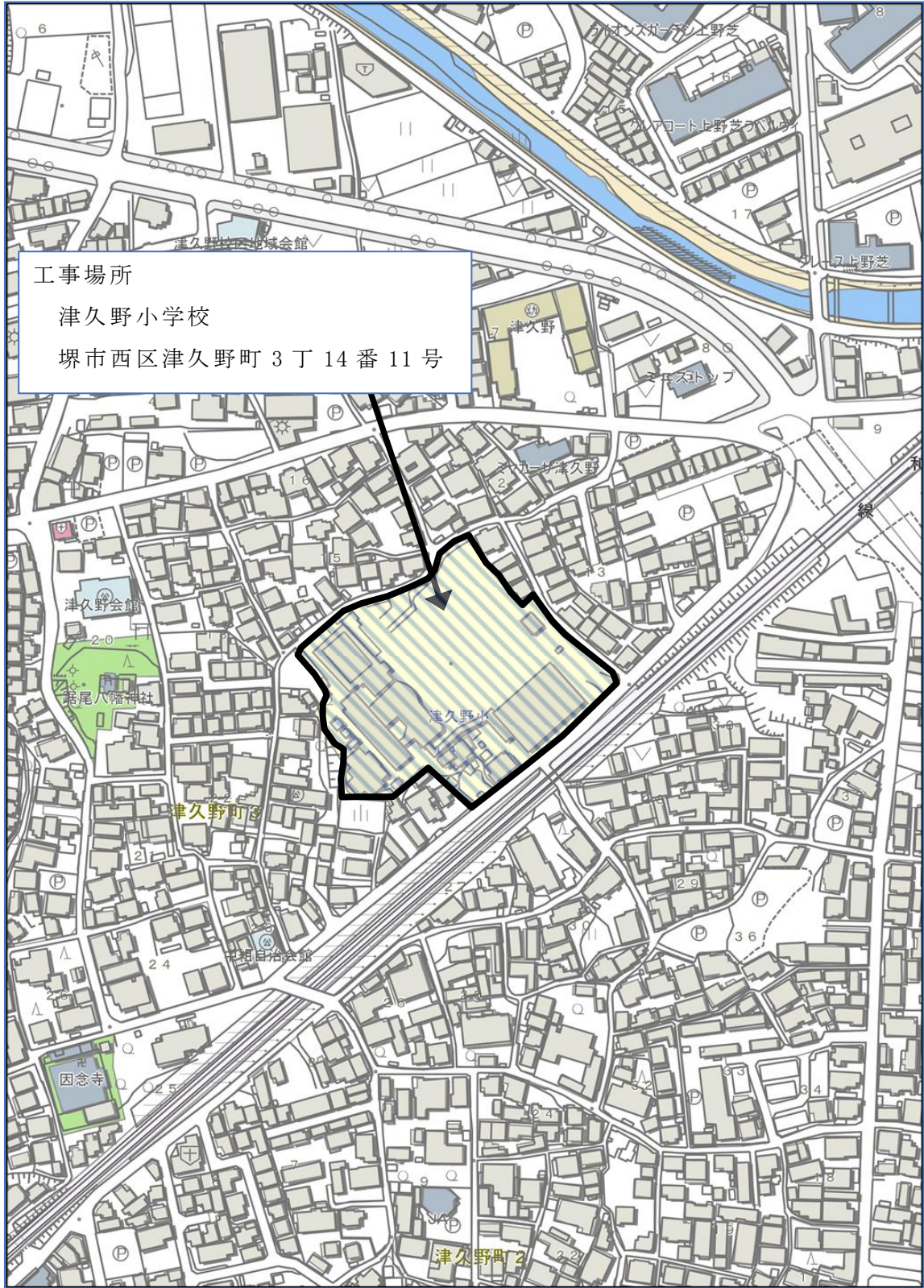
工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 一般競争入札
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
令和7年2月28日まで
- 3 入札執行日時 令和5年10月16日 午前10時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

参加者	経過	第1回入札金額 (単位 円)	備考
株式会社山口工務店		377,998,000 円	落札
株式会社イズミクス		379,999,000 円	
株式会社大森工務店		辞退	
堺土建株式会社		辞退	
道岡建設工業株式会社		辞退	
株式会社益田組		辞退	

(備考) 予定価格 386,560,000 円、調査基準価格 358,892,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の10%に相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額になる。



津久野小学校体育館長寿命化改修ほか工事（その 2）

No. 1

付近配置図

